

租税特別措置法の規定による優良な宅地の造成等の認定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年1月6日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第1号

租税特別措置法の規定による優良な宅地の造成等の認定に関する規則の一部を改正する規則

租税特別措置法の規定による優良な宅地の造成等の認定に関する規則（昭和49年岩手県規則第37号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、租税特別措置法（昭和32年法律第26号。以下「法」という。）第28条の4第3項、第31条の2第2項、第62条の3第4項及び第63条第3項の規定による優良な宅地の造成の認定並びに優良な住宅及び良質な住宅の新築の認定に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 優良宅地認定 法第28条の4第3項第5号イ、第31条の2第2項第15号ハ、第62条の3第4項第15号ハ及び第63条第3項第5号イの規定による優良な宅地の供給に寄与するものである宅地の造成の認定をいう。</p> <p>(2) 優良住宅認定 法第28条の4第3項第6号、第31条の2第2項第16号ニ、第62条の3第4項第16号ニ及び第63条第3項第6号の規定による優良な住宅の供給に寄与するものである住宅の新築の認定をいう。</p> <p>(3) 優良宅地認定基準 租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号。以下「政令」という。）第19条第13項、第20条の2第19項、第38条の4第28項及び第38条の5第11項の国土交通大臣の定める基準をいう。</p> <p>(4) 優良住宅認定基準 政令第19条第15項、第20条の2第21項、第38条の4第30項及び第38条の5第13項の国土交通大臣の定める基準をいう。</p> <p>(優良住宅認定申請の特例)</p> <p>第4条の2 住宅の新築の工事着手後で、当該工事完了前に法第31条の2第2項第16号ニ又は第62条の3第4項第16号ニの規定による認定を受けた者で、当該工事完了後に法第28条の4第3項第6号又は第63条第3項第6号の規定による認定を受けようとするものは、優良住宅認定申請書に、法第31条の2第2項第16号ニ又は第62条の3第4項第16号ニの規定によ</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、租税特別措置法（昭和32年法律第26号。以下「法」という。）第28条の4第3項、第31条の2第2項、第62条の3第4項、<u>第63条第3項及び第68条の69第3項</u>の規定による優良な宅地の造成の認定並びに優良な住宅及び良質な住宅の新築の認定に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 優良宅地認定 法第28条の4第3項第5号イ、第31条の2第2項第15号ハ、第62条の3第4項第15号ハ、<u>第63条第3項第5号イ及び第68条の69第3項第5号イ</u>の規定による優良な宅地の供給に寄与するものである宅地の造成の認定をいう。</p> <p>(2) 優良住宅認定 法第28条の4第3項第6号、第31条の2第2項第16号ニ、第62条の3第4項第16号ニ、<u>第63条第3項第6号及び第68条の69第3項第6号</u>の規定による優良な住宅の供給に寄与するものである住宅の新築の認定をいう。</p> <p>(3) 優良宅地認定基準 租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号。以下「政令」という。）第19条第13項、第20条の2第19項、第38条の4第28項、<u>第38条の5第11項及び第39条の98第11項</u>の国土交通大臣の定める基準をいう。</p> <p>(4) 優良住宅認定基準 政令第19条第15項、第20条の2第21項、第38条の4第30項、<u>第38条の5第13項及び第39条の98第13項</u>の国土交通大臣の定める基準をいう。</p> <p>(優良住宅認定申請の特例)</p> <p>第4条の2 住宅の新築の工事着手後で、当該工事完了前に法第31条の2第2項第16号ニ又は第62条の3第4項第16号ニの規定による認定を受けた者で、当該工事完了後に法第28条の4第3項第6号、<u>第63条第3項第6号又は第68条の69第3項第6号</u>の規定による認定を受けようとするものは、優良住宅認定申請書に、法第31条の2第2項第16号ニ又は第62条の3</p>

る認定を受けた旨及び認定番号を記載して知事に提出しなければならない。

2 [略]

(土地区画整理事業による宅地の造成に関する特例)

第12条 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)の規定による土地区画整理事業が完了した後、換地処分により取得した宅地について優良宅地認定(法第31条の2第2項第15号ハの規定によるものを除く。以下この条において同じ。)を受けようとする者は、第3条第1項の規定にかかわらず、同法第103条第4項の規定による換地処分の公告後、優良宅地認定申請書を知事に提出しなければならない。

2・3 [略]

(開発許可を受けた宅地の造成に関する特例)

第13条 知事は、法第28条の4第3項第7号イ及び第63条第3項第7号イの規定により都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条の規定による開発許可を受けた宅地の造成(その面積が1,000平方メートル未満の場合に限る。)について認定する場合は、第3条第1項及び第9条の規定にかかわらず、当該開発許可を受けた者の請求に基づき、同法第36条第2項の規定による検査済証の写しに、第9条第2項の規定による証明書とする旨を明記したものを優良宅地証明書として交付するものとする。

様式第1号(第3条関係)

[略]	[略]
第28条の4第3項第5号イ 第31条の2第2項第15号ハ 租税特別措置法 第62条の3第4項第15号ハ 第63条第3項第5号イ	
の規定による優良な宅地の供給に寄与する宅地の造成であることの認定を申請します。	
[略]	

[略]

様式第3号(第4条、第4条の2関係)

[略]	[略]
第28条の4第3項第6号 第31条の2第2項第16号ニ 租税特別措置法 第62条の3第4項第16号ニ 第63条第3項第6号	

第4項第16号ニの規定による認定を受けた旨及び認定番号を記載して知事に提出しなければならない。

2 [略]

(土地区画整理事業による宅地の造成に関する特例)

第12条 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)の規定による土地区画整理事業が完了した後、換地処分により取得した宅地について優良宅地認定(法第31条の2第2項第15号ハ及び第62条の3第4項第15号ハの規定によるものを除く。以下この条において同じ。)を受けようとする者は、第3条第1項の規定にかかわらず、同法第103条第4項の規定による換地処分の公告後、優良宅地認定申請書を知事に提出しなければならない。

2・3 [略]

(開発許可を受けた宅地の造成に関する特例)

第13条 知事は、法第28条の4第3項第7号イ、第63条第3項第7号イ及び第68条の69第3項第7号イの規定により都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条の規定による開発許可を受けた宅地の造成(その面積が1,000平方メートル未満の場合に限る。)について認定する場合は、第3条第1項及び第9条の規定にかかわらず、当該開発許可を受けた者の請求に基づき、同法第36条第2項の規定による検査済証の写しに、第9条第2項の規定による証明書とする旨を明記したものを優良宅地証明書として交付するものとする。

様式第1号(第3条関係)

[略]	[略]
第28条の4第3項第5号イ 第31条の2第2項第15号ハ 租税特別措置法 第62条の3第4項第15号ハ 第63条第3項第5号イ 第68条の69第3項第5号イ	
の規定による優良な宅地の供給に寄与する宅地の造成であることの認定を申請します。	
[略]	

[略]

様式第3号(第4条、第4条の2関係)

[略]	[略]
第28条の4第3項第6号 第31条の2第2項第16号ニ 租税特別措置法 第62条の3第4項第16号ニ 第63条第3項第6号 第68条の69第3項第6号	

の規定による優良な住宅の供給に寄与する住宅の新築であることの認定を申請します。

[略]

備考1～5 [略]

6 既に法第31条の2第2項第16号ニ又は第62条の3第4項第16号ニの規定による認定を受けた住宅に係る法第28条の4第3項第6号又は第63条第3項第6号の規定による認定の申請の場合には、その旨並びに既に受けた認定の年月日及び番号を備考欄に記載してください。

7 [略]

[略]

様式第4号（第7条関係）

[略]

第28条の4第3  
第31条の2第2  
第62条の3第4  
第63条第3項第

下記の宅地の造成は、租税特別措置法

項第5号イ

項第15号ハ

項第15号ハ に規定する優良な宅地の供給に寄与するもの5号イ

であることについて認定したことを証する。

[略]

様式第5号（第7条関係）

[略]

第28条の4第3  
第31条の2第2  
第62条の3第4  
第63条第3項第

下記の住宅の新築は、租税特別措置法

項第6号

項第16号ニ

項第16号ニ に規定する優良な宅地の供給に寄与するもの6号

として認定したことを証する。

[略]

の規定による優良な住宅の供給に寄与する住宅の新築であることの認定を申請します。

[略]

備考1～5 [略]

6 既に法第31条の2第2項第16号ニ又は第62条の3第4項第16号ニの規定による認定を受けた住宅に係る法第28条の4第3項第6号、第63条第3項第6号又は第68条の69第3項第6号の規定による認定の申請の場合には、その旨並びに既に受けた認定の年月日及び番号を備考欄に記載してください。

7 [略]

[略]

様式第4号（第7条関係）

[略]

第28条の4第3  
第31条の2第2  
第62条の3第4  
第63条第3項第

下記の宅地の造成は、租税特別措置法

第28条の4第3  
第31条の2第2  
第62条の3第4  
第63条第3項第  
第68条の69第3

項第5号イ

項第15号ハ

項第15号ハ に規定する優良な宅地の供給に寄与するもの5号イ

項第5号イ

であることについて認定したことを証する。

[略]

様式第5号（第7条関係）

[略]

第28条の4第3  
第31条の2第2  
第62条の3第4  
第63条第3項第

下記の住宅の新築は、租税特別措置法

第28条の4第3  
第31条の2第2  
第62条の3第4  
第63条第3項第  
第68条の69第3

項第6号

項第16号ニ

項第16号ニ に規定する優良な宅地の供給に寄与するもの6号

項第6号

として認定したことを証する。

[略]

様式第6号（第9条関係）

[略]

第28条の4第3項第5号イ

第31条の2第2項第15号ハ

租税特別措置法 第62条の3第4項第15号ハ の規定に  
第63条第3項第5号イ

よる 年 月 日付け第 号の宅地造成につき、認  
定の内容に適合している旨の証明を申請します。

[略]

様式第10号（第12条関係）

[略]

第28条の4第3

第62条の3第4

下記の宅地の造成は、租税特別措置法  
第63条第3項第

項第5号イ

項第15号ハ に規定する優良な宅地の供給に寄与するもの  
5号イ

であることについて認定したことを証する。

[略]

様式第6号（第9条関係）

[略]

第28条の4第3項第5号イ

第31条の2第2項第15号ハ

租税特別措置法 第62条の3第4項第15号ハ の規定に  
第63条第3項第5号イ

第68条の69第3項第5号イ

よる 年 月 日付け第 号の宅地造成につき、認  
定の内容に適合している旨の証明を申請します。

[略]

様式第10号（第12条関係）

[略]

第28条の4第3

下記の宅地の造成は、租税特別措置法  
第63条第3項第

第68条の69第3

項第5号イ

5号イ に規定する優良な宅地の供給に寄与するもの

項第5号イ

であることについて認定したことを証する。

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

#### 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の租税特別措置法の規定による優良な宅地の造成等の認定に関する規則（以下「改正後の規則」という。）  
様式第1号、様式第3号及び様式第6号は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に提出する申請書について適用し、施行日前に提出した申請書については、なお従前の例による。
- 3 改正後の規則様式第4号、様式第5号及び様式第10号は、施行日以後に交付する認定書等について適用し、施行日前に交付した認定書等については、なお従前の例による。